

○草加市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

平成18年3月24日

条例第17号

改正 平成18年9月21日条例第43号

(題名改称)

平成25年3月18日条例第6号

(題名改称)

平成26年3月14日条例第6号

平成28年12月12日条例第25号

(審査会の委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定により設置する草加市障害支援区分判定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、20人とする。

(平18条例43・平25条例6・平26条例6・一部改正)

(委員の任期)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

(平28条例25・追加)

(委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例25・旧第2条繰下)

(罰則)

第4条 市は、正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し100,000円以下の過料を科する。

2 市は、正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、

若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し100,000円以下の過料を科する。

- 3 市は、法第24条第2項又は法第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し100,000円以下の過料を科する。

(平18条例43・追加、平28条例25・旧第3条繰下)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第43号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた草加市障害支援区分判定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。